

令和8年度 三輪地区支所発地域力向上支援金事業募集要項

長野市地域・市民生活部 三輪支所

1 趣 旨

三輪地区の団体が行う地域力の向上に資する事業に要する経費に対し、支援金を交付するもの

2 交付対象者

三輪地区内で、地域の活性化及び課題の解決に向けた活動をしている団体又は活動しようとする団体

3 交付対象事業

- (1) 地域住民の居場所づくりを目的とする事業
- (2) 地域住民の健康の保持を目的とする事業
- (3) 地域住民の介護予防を目的とする事業
- (4) 地域の環境保全・景観形成を目的とする事業
- (5) 地域の伝統・文化の継承を目的とする事業
- (6) 地域での子育てを目的とする事業
- (7) 地域の青少年の健全育成を目的とする事業
- (8) その他、地域の活性化及び課題の解決に資する事業

4 交付対象外事業

- (1) 宗教的活動又は政治的活動に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 特定の企業、団体又は個人の利益を追求するためのもの
- (4) その他、適当でないと認められるもの

5 交付対象経費

3の交付対象事業の実施に要する経費

【交付対象外の経費】

- ア 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受ける経費
- イ 翌年度から継続して2年を超えない事業に用いる3万円以上（消費税別）の物品の購入費
- ウ 特定の個人が所有することとなる物品等の購入費
- エ 交付対象者の構成員による会合の飲食費
- オ 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- カ 既存施設や物品の補修・修繕に要する経費
- キ 団体の運営に関する恒常的な費用
- ク その他適当でないと認められる経費

6 支援金の交付率及び交付限度額

- (1) 交付率 交付対象経費の10分の10以内
- (2) 交付限度額 1事業当たり、原則として10万円
※応募数などにより減額する場合があります。

7 応募方法及び募集期間

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体は、「支所発地域力向上支援金事業計画書（申込書）」及び積算の根拠となる「見積書」を提出してください。

提出先 長野市地域・市民生活部 三輪支所
〒380-0803 長野市三輪四丁目 15-4
電話 232-2220

- (2) 募集期間 令和 8年 6月5日（金）～6月19日（金）

8 選考方法等

- (1) 次の委員による選考委員会において、支援金の交付対象事業及び交付金額を決定します。

三輪地区住民自治協議会会長、同副会長、三輪公民館長並びに長野市三輪支所長

- (2) 事業の選考基準は、次のとおりです。

- ア 事業の必要性（地域にとっての必要性）
- イ 事業の効果（受益者の対象範囲、事業実施による成果、解決できる課題）
- ウ 事業費用の適正性（費用負担、積算方法の適正性）
- エ 事業の将来性
- オ その他必要な事項

- (3) 必要に応じてヒアリングやプレゼンテーションを実施します。

- (4) 選考委員会終了後、応募者全員に審査結果を通知します。

- (5) 交付対象事業は、令和9年3月31日までに完了するものとします。

- (6) 事業が完了したときは、完了から15日以内に「事業実績報告書」を提出するものとします。ただし、15日以内に3月31日が到来する場合は、3月31日までに「事業実績報告書」提出してください。

- (7) 支援金の交付対象となった事業、団体名及び「事業実施報告書」等は、長野市ホームページ等で公表します。

9 注意事項

- (1) 応募内容の変更

提出された「支所発地域力向上支援金事業計画書（申込書）」の内容を変更することはできません（支所長が認める場合を除く。）。

- (2) 応募の辞退

「支所発地域力向上支援金事業計画書（申込書）」を受付後に取下げをする場合は、辞退届を提出してください。

- (3) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

- (4) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、交付決定後に虚偽事項が判明した場合は交付を取り消し、交付された金額はすべて返納していただく

きます。

(5) 事業の着手

支援金の交付決定を受ける前に応募事業に着手することはできません。

(6) 精算

事業完了後、対象経費が交付金額に達しなかった場合は、差額を返金していただきます。この場合、変更承認申請が必要となります。